

ブラジル産ハス種アボカド生果実の輸入におけるリスク管理措置の実施体制評価について (概要)

令和6年4月 15 日
植 物 防 疫 課

植物防疫法に基づき輸入を禁止しているブラジル産アボカド生果実に係るブラジル検疫当局からの輸入解禁要請(2015 年 10 月)に関しては、輸入禁止の理由となっているチチュウカイミバエがハス種の未成熟果には付着しないとの科学的知見に基づき、ハス種の未成熟果のみを輸出することをブラジル側のリスク管理措置として採用する方向であるところ、標準的手続(令和 5 年農林水産省訓令第 5 号)に基づいて当該措置の実施体制を評価した。

1. 我が国が求めるリスク管理措置の主要構成要素

- 日本への輸送手段が貨物(船積又は航空)であることを確認
- 生産園地を登録し、指導を受けた作業員がハス種の未成熟果を収穫
- 選果こん包施設を登録し、指導を受けた作業員がハス種の未成熟果を選別し、技術責任者がこん包
- ブラジル側の検査官が輸出検疫を実施し、こん包等への表示を確認した上で植物検疫証明書を発行
- 輸出検疫においてハス種以外又は熟果の混入が確認された場合は関係園地及び施設からの輸出を停止、チチュウカイミバエが発見された場合は全ての輸出を停止

2. 評価の手段

植物防疫官による現地調査並びに書簡による質問及び回答

3. 評価の概要

(1) 関係法令及び規則

リスク管理措置に係る関係機関の役割、責任及び手続は Decree No.5.741/2006、Ordinance 177/2021、Normative Instruction 28/2016, 33/2016, 39/2017 等に規定されている。

(2) 行政組織の役割及び責任

日本の国家植物防疫機関(植物防疫課)との合意に基づいてブラジル国内の関係機関にリスク管理措置を適切に実施させる責任は、ブラジルの国家植物検疫機関の Departamento de Sanidade Vegetal e Insumos Agrícolas が負っている。生産園地及び選果こん包施設の登録及び指導監督、それぞれにおける技術責任者の認定、及び州を跨ぐ生果実の移動の監視は州政府植物防疫機関が担い、輸出検査はブラジルの国家植物検疫機関の Departamento de Serviços Técnicos の支所が担うことになっている。

(3) 民間関係者の役割及び能力

登録生産園地及び登録選果こん包施設の技術責任者は、それぞれにおけるリスク管理措置の実施状況を確認し、法的責任の下で生産園地及びこん包施設にかかる証明書を発行する。技術責任者は、病虫害や防除、検疫に関する講習を受けて試験に合格しな

ければならず、合格した有資格者は、政府が管理する登録簿に掲載、公開される(更新制)。技術責任者により発給された証明書は、検査官によって輸出検査の際に確認される。

(4) 輸出検査の体制

農務省動植物検疫局の検査官は、本件輸出に係る検査及び同定に関する専門的事項及び法令、特にミバエ等近縁種が多い病害虫の識別に関する研修を受けることが求められる。検査場所には病害虫の検査・同定のため必要な機材が設置されている。輸出条件等、検査に必要な情報については、オンラインシステムにより参照可能となっている。目視による同定が困難な場合、採取した個体は連邦政府の研究機関(Laboratórios Federais de Defesa Agropecuária)に送付され、迅速に同定を行う体制が構築されている。

4. 結論

ブラジル側におけるリスク管理措置の実施体制は適切である。

以上